

食品等の流通の合理化に関する基本方針案等について（概要）

平成30年9月1日
農林水産省食料産業局

I 制定の趣旨

- 1 196回国会に提出された卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）においては、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）を改正し、法律の名称を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（以下「食品等流通法」という。）に改めるとともに、国が事業類型を定める従来の計画認定制度に代えて、食品等の流通の合理化に向けた様々な事業者の創意工夫をいかした事業展開に対して株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等の支援措置を講ずる計画認定制度を創設する等の措置を講ずることとしている。
- 2 食品等流通法の規定に基づき、国の食品等の流通の合理化に関する基本方針（Ⅱの1）及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構の食品等流通合理化事業等支援基準（Ⅱの2）を定める。

II 概要

1 食品等の流通の合理化に関する基本方針案

食品等流通法第4条に基づき、次の事項を内容とする食品等の流通の合理化に関する基本方針を定める。

- ① 食品等流通合理化事業を実施しようとする者が講ずべき措置に関する事項
 - ア 食品等の流通の効率化に関する措置
 - イ 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置
 - ウ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置
 - エ 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置
 - オ 上記のほか、食品等の流通の合理化のために必要な措置
- ② ①のほか、食品等の流通の合理化に関し必要な事項

2 食品等流通合理化事業等支援基準案

食品等流通法第10条に基づき、次の基準を内容とする食品等流通合理化事業等支援基準を定める。

- ① 食品等流通事業者が新たな技術を活用して、情報処理システム及び物流設備を整備し、出荷事業者や販売事業者等の共用に供することにより、食品等の流通の合理化を図るものであること。
- ② 公的支援の性格を踏まえ、かつ、民間資金のみでは資金の調達が十分に行われない場合であって、支援機構等の支援により、食品等流通分野において一定の事業規模からの拡大が見込まれるものであること。
- ③ 支援機構等が出資した資金について、収益性を確保した上で、支援決定から一定期間内に回収が見込まれるものであること。